

社会福祉法人ほどがや 役員及び評議員の報酬等に関する規程

制 定 平成24年 4月 1日

最近改正 令和 5年 6月22日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほどがや（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給額)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1「報酬支給額一覧」に定める額を報酬として支給するものとする。但し、職員を兼ねる役員等については報酬を支給しない。

- (1) 理事の報酬
- (2) 監事の報酬
- (3) 評議員の報酬

(退任餞別金)

第4条 役員等が退任した場合には、別表2に定める額を退任餞別金として支給する。但し、理事を兼務している職員には支給しない。

2 理事を兼務していた職員が退職後、引き続き役員等を続ける場合の期間は、退職後からの期間とする。

- (1) 役員等に対する退任餞別金は役員等として一期以上円満に勤務しかつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとする。

- (2) 死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。
- (3) 任期途中の退任であっても1年の在職年数とみなすこととする。

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬及び費用の支給の時期は当月25日とし、非常勤役員等の支給時期は職務執行(理事会・評議員会・監事監査・入札及び書面又は電磁的記録により同意の意思表示による決議等)の翌月25日とする。ただし、業務の都合により繰り上げることがある。

- 2 報酬及び費用は、現金により本人に支給する。但し、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 4 常勤の理事を除く役員等の通勤費及び出張での交通費は、公共交通機関で算出した実費分を支給する。
- 5 役員等が職務の遂行に当たって交通費、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 役員等の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項が発生した場合は、理事長が理事会の決議を

経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、一部改正して令和 2 年 1 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、一部改正して令和 4 年 1 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、一部改正して令和 5 年 6 月 22 日より施行する。

別表 1

報酬支給額一覧

		専任①		専任②	
		年 額		年 額	
理事長	常 勤	年 額	7,470,000	年 額	4,482,000
業務執行理事	常 勤	年 額	6,120,000	年 額	3,980,000
理 事	非常勤			職務執行・日額	15,000
				入札等・日額	10,000
監 事	非常勤			職務執行・日額	15,000
				監事監査・日額	25,000
				入札等・日額	10,000
評議員	非常勤			職務執行・日額	15,000
				入札等・日額	10,000

別表 2

退任餞別金

職名	在任期間	退任餞別金額
理事・監事	10年未満	30,000
	10年以上	50,000
評議員	10年未満	20,000
	10年以上	30,000

報酬総額一覧表（年額概算）専任①常勤理事長

職 名			年 額	人数	総額
専任①常勤理事長			7,470,000	1	7,470,000
その他の理事	職務執行等	年 4～6 回	90,000	4	390,000
	入札等分	年 1～3 回	30,000	1	
監 事	職務執行等	年 7～9 回	135,000	2	350,000
	監事監査分	年 1 回	25,000	2	
	入札等分	年 1～3 回	30,000	1	
	【1】 理事監事合計				8,210,000
評議員	職務執行等	年 1～3 回	45,000	7	375,000
	入札分	年 1～3 回	30,000	2	
	【2】 評議員合計				375,000
	総合計額 【1】 + 【2】				8,585,000

報酬総額一覧表（年額概算）専任②常勤理事長

職名			年額	人数	総額
専任②常勤理事長			4,482,000	1	4,482,000
その他の理事	職務執行等	年4～6回	90,000	4	390,000
	入札等分	年1～3回	30,000	1	
監事	職務執行等	年7～9回	135,000	2	350,000
	監事監査分	年1回	25,000	2	
	入札等分	年1～3回	30,000	1	
	【1】理事監事合計				5,222,000
評議員	職務執行等	年1～3回	45,000	7	375,000
	入札分	年1～3回	30,000	2	
	【2】評議員合計				375,000
	総合計額 【1】 + 【2】				5,597,000